

〔 利用上の注意 〕

1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また、複雑なことから、調査票全般の記入が得られない場合については、各設問、項目とも回答を得た部分について集計を行っているため、集計表ごとに集計社数が異なっている。
また、同一の集計表においても、項目ごとの集計社数が異なる場合があり、集計項目間に厳密な意味での関連性が失われている場合がある。
- (2) 本調査は、原則として、企業単位(本社に限らず支店、出張所、工場等を含めた企業全体)で行っている調査であるが調査項目によっては「主たる事業所」、「本社又は主たる事業所」に区分して調査を行っている。
- (3) 本調査は、原則として、回答のあった企業数を集計社数としているが、調査対象期間における、単なる実績の有無、措置の有無のみを問う設問については、有効回答企業数の235社を集計社数としている(集計第15表、集計第20表)。

2 前回までの調査結果と合わせて時系列で利用する場合の留意点

- (1) 本調査は中央労働委員会が行う労働関係の調整の際の参考とするために実施しているものであり、必要に応じて、調査年ごとに調査の内容の詳細に修正を加えている場合があり、必ずしも、前回調査と同様の調査を行っているものではないため、時系列の経過をみる場合には注意が必要である。
- (2) 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況
前回調査(平成16年調査)において、変形労働時間制度等を企業の「全部門」に適用している企業については、その具体的な部門について「本社」～「その他」による回答を得て、「全部門」と「本社」～「その他」で重複した集計を行っている。平成18年調査は重複した集計は行っていない。
- (3) 所定外労働時間等に関する協定内容
平成12年調査から、調査対象を「18歳以上男」から「18歳以上」に改めた。
- (4) 年次有給休暇の付与日数
前回調査(平成16年調査)から調査対象を、それまでの「主たる事業所」としていたものを「本社と主たる事業所」とした。
- (5) 所定外労働賃金割増率
本年(平成18調査)より「労働時間、休日・休暇調査」の中で実施するものであり、平成16年調査までは「賃金事情調査」の項目として実施されていたものである。

3 表中の符号等の用法

- 「 - 」 ……回答を得ていないもの
- 「 0.0 」 …… $0 < \text{該当数値} < 0.1$ であったもの
- 「 * 」 ……当該表において回答企業が1社であったもの

4 その他

- (1) 産業分類は、労働関係の調整の必要から独自に区分したものであり、日本標準産業分類による産業区分とは必ずしも一致しない。
- (2) 「調査結果の概要」(4頁～17頁)本文において、参考として、その内容に係る集計データ(20頁以降の集計表)を、【集計第○表】と表記して示している。なお、「調査の概要」の本文中にある表については(表○)と表記して区別した。
- (3) 参考として、本調査で使用した調査票様式及び調査票記入要領を巻末に添付した。